

第十三回 参議院厚生・大蔵連合委員会會議録第三号

昭和二十七年七月二十四日(木曜日)午後一時五十六分開会

出席者は左の通り。

厚生委員

委員長 梅津 壽一君

理事

井上なつゐ君

委員

大谷 豊潤君

小杉 繁安君

中山 壽彦君

藤森 眞治君

赤松 常子君

山下 義信君

谷口弥三郎君

大蔵委員

委員長 平沼彌太郎君

理事

大矢半次郎君

伊藤 保平君

木内 四郎君

委員

岡崎 眞一君

黒田 英雄君

西川甚五郎君

田村 文吉君

森 八三二君

油井賢太郎君

國務大臣

大蔵大臣 池田 勇人君

労働大臣 吉武 恵市君

厚生大臣 厚生省

政府委員

厚生省医務局長 阿部 敏雄君

事務局側

厚生省医務局長 高田 浩運君

常任委員

草間 弘司君

常任委員

多田 仁巳君

常任委員

木村常次郎君

常任委員

会専門員

本日開会に付した事件

○国立病院特別会計所風の資産の譲渡等に関する特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(梅津壽一君) それでは厚生、大蔵の連合委員会を開催いたします。

国立病院特別会計所風の資産の譲渡等に関する特別措置法案を議題といたします。前回に引続きまして質疑を行います。逐次御質疑を願います。

○油井賢太郎君 国立病院の松下と言いますか、地方移譲と言いますかその問題が大体この委員会を中心になつておる点だと思ふのです。政府のほうでは強制的に松下は行かないと思ひますが、どういふことを再三お話になつておられるのですけれども、併し地方に移譲するといふことは予算でも六億四千万円といふものを組んでおるのである。自然とその線に沿つて強制されるのじやないかといふことが一番心配の種になつておるやうです。而もいろいろの関係上から国立病院といふものはここにありはしなかつてしまふといふやうなことを言われると地方としてはやはりそれは引受けなければなら

ないといふやうな羽目になりはしないか、そういうたやうなことも非常に心配されておるやうな感じが、その点厚生大臣のおいでですから具体的に正確なところを御発表願ひたいと思ひます。

○國務大臣(吉武恵市君) この前の委員会でも私申し上げたところでございますが、今回の国立病院の移譲につきましては政府としてはこれを強制する考へはございません。併しながら先般も申し上げましたやうに、何分終戦直後に従来陸海軍の持つておりました病院を政府が一手に抱えまして現在九十九あるわけでございます。従つて全部手が行届くといふわけにも行きかねておるやうな状況で、できればその地元のほうで引受けて管理をして頂ければ、却つてやうく行くのじやないだらうか、かように考えまして、九十九のうち国立の総合病院として若干のものを当てて、又結核療養所に転換できるものはそれに当てて、残余の分はでき得れば地元の府県なり、市町村で譲受けて頂けないものかといふ構想の下に今回出しておるわけでありまして、併しそれ地元のほうで自分のところで引受けたくないといふのを無理矢理に引受けさせるといふことは絶対にいたしません。

な病院ができるといふたやうな計画をされておるとき、他面において地方で希望するから移譲してもよいではないかといふのは、多少矛盾するやうな考へも起るのですが、そういう点はどういふふうにお考えになつておりますか。

○國務大臣(吉武恵市君) 労災病院につきましては、これはやはり専門の病院でございます。今計画しておりますものは、まあ怪我をした者の収容と同時に、肺病の患者が相当ございまして、そういうものを取扱つております。従つてそういう山のあるやうなところの地帯を選んでおるやうなわけでありまして、転換のできるものは、私どものほうといたしまして転換して行つて差支へないと思ひますけれども、労災病院と今ございします国立病院とは多少事情が違つておるやうです。

○油井賢太郎君 次に病院の松下価格ですが、これは一体何を基準として価格を御決定になるのかどうかといふ点と、大体どの程度ぐらいの、いわゆる時価と比較して安くされるかといふ点ですが、それはどういふやうな御計画になつておりますか。

○國務大臣(池田勇人君) 松下価格は国有財産の時価といふやうに一応現在ではきまつております。国立病院の松下の趣旨に鑑みまして、国有財産の品物によつて違つております。例えば不動産については時価の三割、それから備品、機械等については時価の五割、こういうふうになつております。

○油井賢太郎君 その時価の立て方は、これは何かなんですか、いわゆる移譲を希望するほうの意見も十分取入れて算定されるのですか、それとも国有財産の松下といふ基礎によつて地方の希望とか何かといふことは考えなしに算定されるのですか。その点はどうですか。

○國務大臣(池田勇人君) 時価といふものはやはり客観的なものが主になりまして、そうして又その土地の状況、いろいろな点は或る程度加味せられますが、買主の希望よりか売主の考へを聞かないわけには参りません。従いましてこれは会計検査院その他の調査によつて、適當なる時価を算定して、そうしてその三割、五割と、こうなるわけでありまして。

○油井賢太郎君 只今の御説明でよくわかるのですが、それでは具体的にこの病院はどれだけだといふやうなことは、もう政府においては検討されておるのですか。この六億四千万といふたやうなことの内訳はすつかりおきまりになつておるのですか。

○國務大臣(池田勇人君) これは大体的な予算でございます。どこがいつ売れるかといふことはきまつていないのであります。従いまして申出があらましたときには、やはりその時価を見て適當に判断しなければならぬと思ひます。それから六億四千万といふのは、これは整備費でございます。今あるものをそのままやりまして、地方ですぐこれに金がかかるというやう

なことでは、売却その他が不便でございます。大体全部を売つた場合に、国のほうで整備して売却をしよう、こういう金でございまして、一応の予算でございまして。

○油井賢太郎君 それでは例えばまあ地方において市町村なら市町村で移譲を希望いたしましたも、価格の折合がつかない場合は、これは幾ら申出があつても、政府としては移譲するということとはやらんというふうに考えるのが当然だと思ひますが、それでよろしいと思ひますか。

○國務大臣(池田勇人君) それは売買のことでございますから、価格の点が重要なことは申すまでもありません。今我々の予定しております時価の三割ではいかん、時価の一割でないといかんとするような値段だつたら調整はできないと思ひます。

○油井賢太郎君 次に今お話の整備という点ですが、それは先般時事新報なんかにも国立病院の整備計画というようにことが発表されておりましたが、あの発表あたりが我々信用してもいい線なんですか。

○國務大臣(池田勇人君) 見ておりませんが、どういふふうなことが載つておりましたか。

○油井賢太郎君 そうしますと、今大臣のお話の整備という点は、何か計画がなければどういふふうなことは明白にされてないと思ひますが、又予算の六億四千万というふうな算定基礎も、整備をされるその整備費用とすれば、或る程度の具体的な見通しがついてなければ出ないと思ひますね。それは厚生省のほうではキチンと内容がおわかりになつてゐるのですか。

○國務大臣(吉武憲市君) これは実を申しますと移譲を強制するわけでございます。その病院が移譲になるかも知れない、そうかといつて病院の中には多少傷んでおるところもございまして、まあおおよそこのくらい程度の修繕費を組んで行こうといふことで出ておるのでございまして、一々の個所について計上して六億四千万円になつたわけでございます。

○油井賢太郎君 次に若し移譲をされる場合は、そこに使用されておるところの職員というものは、どういふふうな措置をとられることになるのですか。

○國務大臣(吉武憲市君) 職員はそのまま引継ぐつもりでございます。

○油井賢太郎君 ところが実際言いますと、職員というものは、いわゆる国家公務員となつておるといふことは、これは非常な大きな務りになつております。多少の待遇の差があつても、国家公務員というところで、或いは又将来他の地方から中央へといつたような転職の希望とか、そういうふうなものを保持されると思ひます。ところが地方移譲といふことになつて、身分だけはそのまま地方へ引継がれるのだといふことだけでは満足されまいと思ひます。そういうふうな職員に対する何か措置は考へておいでになるのでしょうか。

○國務大臣(吉武憲市君) 勿論従前おられますかたが公務員であつて欲しいという希望があるかも知れませんが、まあ一般的な空想としては、移譲した途端に自分はやめさせられるのじやないだらうかといふ不安を持つてお

るわけでございます。その面につきましては、移譲する途端にやめさせるといふことのないように、そのまま引継ぐように、併しその中で引継いでから非常に成績の悪い者でも、なお引継いだのだからそのままでもよいというわけには行かんかも知れませんが、引継ぐ途端にやめさせるといふようなことのないようにといふことは、十分指示しております。

○油井賢太郎君 この問題は、相当職員の中でも心配しておるといふ点で、もう一つあると思ひます。それは国家で病院を経営されていけば、これは赤字が出て何れでもとにかく病院の経営といふことは継続されることは当然です。併し地方に移譲された場合に、まあ事務のほうの拙劣な状態等からしまして、余り成績が上らない、上らないからやめてしまふといつたようなことも、これは簡単に起つて来ると思ひます。そういう点から見まして何か移譲されたあとの経営については、何年間とかいふものが継続できるといつたような見通しをつけられて移譲されることになるのですか。そういうふうな点はどうか。

○國務大臣(吉武憲市君) この国立病院は大体は独立採算を建前にして出ております。従前はやや経営が困難でございまして赤字も相当出て補給しなければならぬような状況でございましたが、最近ではだんだん立直りまして大体収支が償つて行けるような状況でございます。従いまして今度これを移譲いたしましたものとあつて、国がそれに対して補給するといふことは考へておりません。それからなおこの前も申し上げましたところがありますが、現在国立

病院と別個に地方では県の県立の病院であるとか或いは市立の病院といふものがございます。それから又新しく建てようといふ計画もあるものであります。従いましてやはり地元としてもそういう公共を対象にした病院といふものが必要ではないかといふ建前から、従つて国が持つてゐるものを移譲して経営してもらふといふことでございます。で、非常に何だか地方のほうに負担になるのを押付けるといふふうなようにも受取られておりますけれども、現在では国立の病院も大体は収支を賄つて行くといふ建前で来ておるのであります。

○山下義信君 議事進行について……私伺うのですが、この連合委員会は大蔵委員のほうから申込まれて開いた連合委員会でありまして、それで大蔵委員の諸君の中には相当質疑を持つておられた、例えば野澤君とか木村精八郎君があつたはずなんです、或いは大野幸一君とか、それらの諸君が出席していられないと、これは大蔵委員のほうから御質疑がないことになつて……我々厚生委員のほうは十分厚生委員会でするのですから、その辺の議事の一つ取扱方を委員長どうされますか、お考えを願ひたいと思ひます。

○委員長(梅津錦一君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(梅津錦一君) 速記を始め。それでは本日はこれで散会いたします。

午後二時三十分散会